

令和元年度個別指導等における主な指摘事項（薬局）

I 基本的事項

- 1 保険調剤を行うにあたり、保険薬剤師は、健康保険法、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」等の関係法令並びに関係通知等に関する理解が不足しているため、十分に理解し適正な保険調剤に努めること。

II 処方せんに係る事項

- 1 不備な処方せん
 - (1) 次の不備のある処方箋を受け付け、調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 処方内容について、処方した医師以外の者が修正している。
 - 2 調剤録の取扱い
 - (1) 調剤録の記入について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 次の事項を記載していない。
 - ア 疑義照会に対する回答の内容

III 調剤全般に関する事項

- 1 処方箋の取扱い
 - (1) 「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 用法の指示等の記載が不完全であるもの（外用薬）
 - ② 用法の記載が不適切である（外用薬）
 - ③ 用量の記載が不適切である。
 - (2) ファクシミリにより電送された処方内容に基づいて行う薬剤の調製等について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 患者が処方箋を持参した場合に、処方箋の記載内容とファクシミリの処方内容が同一であることを確認していない
 - (3) 不備のある処方箋
 - ① 次の不備のある処方箋を受け付け、調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。
 - ア 余白がある場合に、斜線等により余白である旨が表示されていない
 - ② 処方箋の使用期間を超過している
 - ③ 保険医の署名又は記名押印がない
 - (4) 特定の保険医療機関の従業員が持参した当該保険医療機関の従業員及び患者に係る処方箋を受け付け、当該特定の保険医療機関の従業員に薬剤の交付を行っている不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 処方箋は、患者又は現にその看護に当たっている者から受け付けること。

- ② 保険薬剤師は、薬剤師法第25条の2に基づき、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報の提供及び必要な薬学的知見に基づく指導を行うこと。

2 調剤済処方箋の取扱い

(1) 調剤済処方箋について、次の事項の記載がない例が認められたので改めること。

- ① 調剤済みの旨
- ② 調剤済年月日
- ③ 調剤済年月日の記載誤り
- ④ 保険薬局の名称及び所在地
- ⑤ 実際に調剤にあたった保険薬剤師の署名又は記名押印
- ⑥ 疑義照会に対する回答の内容
- ⑦ 調剤した薬剤師及び薬剤師の担当した調剤業務が明確にわかるように保険薬剤師の押印がされていない
- ⑧ 処方箋に薬剤師法及び薬剤師法施行規則で定められている事項以外の内容を記載している

(2) 調剤済処方箋の「備考」欄又は「処方」欄に記入する次の事項の記載がない例が認められたので改めること。

- ① 医師又は歯科医師に照会を行った場合、その照会した薬剤師の氏名

3 処方内容に関する薬学的確認

(1) 処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方箋又は調剤録に記載していないものを含む。）次の例が認められたので改めること。

- ① 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法、用量で処方されているもの
- ② 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法、用量及び適応症への使用が疑われるもの
- ③ 倍量処方が疑われるもの
- ④ 漫然と長期に亘り処方されている医薬品があるもの
- ⑤ 重複投薬が疑われるもの
- ⑥ 用法の指示等の記載が不完全であるもの（外用薬）
- ⑦ 過量投与が疑われるもの

4 処方内容の変更

(1) 処方内容の変更について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬剤の変更を処方医に確認することなく行っている
- ② 二本線で抹消したのではなく、修正テープにより変更している

5 調剤録の取扱い

(1) 調剤録の記入について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 調剤した薬剤師の氏名ではなく、管理薬剤師の氏名が記載されている

(2) 調剤録について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 二本線で抹消したのではなく、貼紙により修正している（修正前の記

載内容が判読不能である)

IV 調剤技術料に係る事項

1 調剤基本料

(1) 受付回数を1回とすべきところを2回受付としている不適切な例が認められたので改めること。

2 調剤料の算定において不適切な例が認められたので改めること。

(1) 同じ薬剤の用法違いを別剤としているもの

(2) 適用外使用のものについて算定しているもの

(3) 検査薬であるもの

(4) 処置薬であるもの

(5) 内服薬につき、2剤とすべきところ、1剤として算定している。

(6) 内服薬につき、1剤とすべきところ、2剤として算定している

(7) 内服薬につき、3剤を超えて算定している

(8) 療養の給付以外の目的で処方されているもの

(9) 頓服薬を内服薬として算定している

(10) 内服用滴剤を頓服薬として算定している。

(11) 調剤料を誤って算定している不適切な例が認められたので改めること。

① 処置薬であるもの

② 舌下錠の剤分け誤り

③ 同一用法で2回算定している

3 調剤技術料の時間外加算等

(1) 時間外加算等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 常態として調剤応需の態勢をとり、開局時間内と同様な取扱いで調剤を行っているにもかかわらず、時間外加算を算定している

② 加算の対象とならない時間帯において調剤を行った場合に算定している

4 地域支援体制加算

(1) 地域支援体制加算について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

① 1, 200品目以上の医薬品を備蓄していない

5 一包化加算

(1) 一包化加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合において、医師の了解を得た旨を調剤録等に記載していない

② 薬剤師が一包化の必要性を認めた場合にその理由及び医師に了解を得た旨が調剤録等に記載されていない

③ 同一剤について、計量混合調剤加算を算定している

④ 服用時点の異なる2剤以上又は1剤3種類以上の内服用固形剤が処方されていない

⑤ 治療上の必要性が認められない場合に算定している（一包化は、多種類の薬

剤が投与されている患者においてしばしばみられる薬剤の飲み忘れ、飲み誤りを防止すること又は心身の特性により錠剤等を直接の被包から取り出して服用することが困難な患者に配慮することを目的として行うものである)

6 計量混合調剤加算

(1) 計量混合調剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 分包品を用いて計量しているにも関わらず、計量混合調剤加算を算定している
- ② 医薬品の特性を十分に理解・確認せず混合している（配合変化等）
- ③ 同一成分のものを計量した場合に算定している

7 自家製剤加算

(1) 自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 調剤録等に製剤工程を記載していない又は不十分である
- ② 調剤上の特殊な技術工夫を行っていない（単に粉碎しただけ）
- ③ 割線のない錠剤を分割して算定している
- ④ 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている

8 麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬加算

(1) 向精神薬について、算定に誤りが認められたので改めること。

- ① 同一薬剤で重複して算定している。
- ② 薬学的管理及び指導の要点の記載が不十分である

V 薬学管理料に係る事項

1 薬剤服用歴管理指導料

(1) 薬剤服用歴の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 二本線で抹消したのではなく、修正テープにより修正している（修正前の記載内容が判読不能である）。
- ② 処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認する項目の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること
 - ア 患者の基礎情報（住所）
 - イ 患者の体質（アレルギー歴・副作用歴）
 - ウ 薬学的管理に必要な患者の生活像
 - エ 疾患に関する情報
 - オ 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）
 - カ 手帳活用の有無
 - キ 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点
 - ク 服薬状況（残薬の状況を含む。）
 - ケ 残薬の状況
 - コ 基本的な説明及び服薬指導の要点
 - サ 後発医薬品の使用に関する患者の意向
 - シ 服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況

ス 薬学的管理に必要な患者の生活像

セ 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況

ソ 疾患に関する情報（既往歴及び合併症）

タ 他科受診において加療中の疾患に関するもの

- ③ 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること
 - ④ 基本的な説明及び服薬指導内容の要点の記載が不十分な例が認められたので改めること
 - ⑤ 服薬指導の要点について、同様の内容を繰り返し記載している例が認められた。服薬指導は、処方箋の受付の都度、患者の服薬状況、服薬期間中の体調変化を確認し、新たに収集した患者の情報を踏まえた上で行うものであり、その都度過去の薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直すこと。また、確認した内容及び行った指導の要点を、具体的に薬剤服用歴の記録に記載すること
 - ⑥ 二本線で抹消したのではなく、修正液により修正している（修正前の記載内容が判読不能である）
 - ⑦ 管理薬剤師本人の場合において薬剤服用歴管理指導料を算定している
 - ⑧ 保険薬剤師に交付された処方せんについて調剤しているにもかかわらず算定している
 - ⑨ 保険薬剤師に交付された処方せんについて、その保険薬剤師が勤務している薬局において調剤しているにもかかわらず算定している
 - ⑩ 一部、追記の表現の記載がある
 - ⑪ 同一患者の薬剤服用歴の記録について、必要に応じて直ちに参照できるよう保存・管理していない
- (2) 居宅療養管理指導費を算定している月に薬剤服用歴管理指導料（薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷による臨時の投薬が行われた場合を除く。）を算定している不適切な例が認められたので改めること。
- 2 薬剤服用歴の記録（電磁的記録の場合）の保存等
- (1) 電子的に保存している記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① パスワードの有効期間を適切に設定していない。パスワードは定期的（2か月以内）に変更すること
- 3 薬剤情報提供文書
- (1) 薬剤服用歴の記録に基づく患者への情報提供について不適切な例が認められたので改めること。
- ① 薬剤に関する情報提供文書について、一律に薬剤の情報提供を行うのではなく、患者個々の状況等に応じて unnecessary 部分は末梢するなどして提供すること。
 - ② 次の事項の記載が不十分である
 - ア 効能、効果
 - ③ 次の事項の記載がない。

ア 後発医薬品に関する情報

- a 該当する後発医薬品の薬価基準への収載の有無
- b 該当する後発医薬品のうち、自局において支給可能又は備蓄している後発医薬品の名称及びその価格（備蓄しておらず、かつ、支給もできない場合はその旨）

④ 副作用、相互作用に関する記載がない

4 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳

(1) 薬剤情報提供文書について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 手帳に次の事項の記載がない

ア 必要に応じて服用に際して注意すべき事項

5 かかりつけ薬剤師指導料

(1) かかりつけ薬剤師指導料に係る薬剤服用歴の記録について不適切な例が認められたので改めること。

① 患者の署名付きの同意書が作成されていない。

② かかりつけ薬剤師以外の保険薬剤師が服薬指導等を行った場合にかかりつけ薬剤師指導料を算定している

③ 処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認する項目の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること

ア 後発医薬品の使用に関する患者の意向

④ 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること

⑤ 患者が受診している全ての保険医療機関の情報、服用している処方薬、要指導医薬品及び一般用医薬品並びに健康食品等の情報について、薬剤服用歴の記録への記載が不十分である

⑥ 患者が受診しているすべての保険医療機関の情報及び服用している処方薬、要指導医薬品等並びに健康食品等の情報について、薬剤管理指導記録への記載が不十分である

(2) かかりつけ薬剤師が行う服薬指導等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 次の事項の記載がない

ア 患者の意向等を確認した上で手帳を用いないこととした場合の理由

② 次の事項の記載が不十分である。

ア 薬学的管理に必要な患者の生活像

イ 疾患に関する情報

ウ 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況

エ 服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況

オ 服薬状況（残薬の状況を含む。）

カ 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）

- キ 服薬指導の要点
- ク 手帳活用の有無
- ケ 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点
- コ 患者が受診しているすべての保険医療機関の情報及び服用している処方薬、要指導医薬品等並びに健康食品等の情報

(3) 手帳による情報提供について、次の不適切な例が認められたので改めること

- ① 必要に応じて服用に際して注意すべき事項

6 服薬情報等提供料

(1) 服薬情報等提供料2について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 患者の服薬期間中に新たに情報提供した事項ではない
- ② 患者の次の処方箋受付時に、提供した情報に関する患者の状態等の確認及び必要な指導を行っていない

7 特定薬剤管理指導加算

(1) 特定薬剤管理指導加算の算定において不適切な例が認められたので改めること。

- ① 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されているにも関わらず、そのすべてについての必要な薬学的管理及びその指導の要点について薬剤服用歴の記録への記載がない又は不十分な例が認められたので適切に記載すること
- ② 対象となった医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び指導の要点の記載がない
- ③ 従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合、特に重点的に指導した内容の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること
- ④ 対象範囲以外の目的で使用されたもの
- ⑤ 薬剤服用歴の記録に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない又は不十分である

8 麻薬管理指導加算

(1) 麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬剤服用歴の記録に指導の要点の記載がない。
- ② 患者又はその家族等に対して確認した服用・保管・残薬の状況、副作用の有無・鎮痛効果等の内容について薬剤服用歴の記録への記載がない。

9 乳幼児服薬指導加算

(1) 乳幼児服薬指導加算の算定において不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬剤服用歴の記録及びお薬手帳に適切な服薬方法、誤飲防止等の服薬指導の要点の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること
- ② 薬剤服用歴の記録に患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点の記載がない、又は不十分である
- ③ 薬剤服用歴の記録・手帳に乳幼児に係る処方箋の受付の際に確認した、体重、適切な剤形その他必要な事項等の記載がない。

10 重複投薬・相互作用等防止加算

(1) 重複投薬・相互作用等防止加算の算定において不適切な例が認められたので改めること。

- ① 残薬調整に係るものの場合であるにもかかわらず、残薬調整に係るもの以外の場合にて算定しているもの
- ② 薬剤服用歴の記録に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容の記載が不十分である
- ③ 「疑義照会に値するものの場合である」にも関わらず、算定している
- ④ 処方医の処方せん記載誤りにもかかわらず算定しているもの
- ⑤ 薬学的観点から必要と認める事項でない処方変更について算定しているもの
- ⑥ 不備のある処方箋を受け付け、疑義照会したものに対して算定している
- ⑦ 患者希望による薬剤の追加により加算を算定している
- ⑧ 薬剤服用歴の記録に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容の記載が不十分である

1 1 外来服薬支援料

(1) 外来服薬支援料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬剤服用歴の記録に次の事項の記載が不十分である
ア 服薬支援の内容及び理由

1 2 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料

(1) 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 一度残薬の状況確認に伴う処方変更を行い算定したにも関わらず、その後も頻回に算定している
- ② 当該指示を行った医師に対して、訪問結果の必要な情報提供の記載内容が不十分である
- ③ 薬剤服用歴の記録に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容を記載していない

1 3 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

(1) 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の算定について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 緊急性がない、又は低いものについて算定している

VI 調剤報酬請求

1 調剤報酬明細書の記載

(1) 一包化加算の算定にあたり、服薬時点に重なりがあるにもかかわらず「包」の記載がないものが見受けられたので改めること。

2 保険請求に当たっての請求内容の確認

(1) 保険薬剤師が行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めていないので改めること。

- ① 保険薬剤師による処方箋、調剤録、調剤報酬明細書の突合・確認が行われていない

(2) 調剤報酬明細書の記載方法に誤りが認められたので改めること。

- ① 調剤報酬明細書の調剤日と調剤印の日付が一致していない。
- ② 調剤日
- ③ 摘要欄に処方されていない薬についての記載がある

VII 事務的事項

1 届出事項

(1) 次の届出事項の変更が認められたので、速やかに関東信越厚生局長に届け出ること。

- ① 開局時間
- ② 開局日
- ③ 休業日の変更
- ④ 保険薬剤師の氏名の変更
- ⑤ 管理薬剤師の異動
- ⑥ 保険薬剤師の異動

2 標示・掲示事項

- (1) 処方せんの受付を行っている旨を保険薬局内に掲示すること。
- (2) 届出した施設基準について、保険薬局内に掲示すること。
- (3) 調剤報酬点数表の一覧等の掲示がない
- (4) 在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項の掲示がない
- (5) 明細書の発行状況に関する事項を掲示していない
- (6) 健康相談又は健康教室を行っている旨を保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示していない

3 明細書関係

(1) 明細書について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

- ① 明細書の内容について、調剤基本料・後発医薬品調剤体制加算の区別がない

4 一部負担金等の取扱い

(1) 一部負担金について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 従業員に対して一部負担金を受領していない